

令和4年度障害者福祉施設等施設整備費補助金協議対象事業募集要項

1. 障害者福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行や就労支援を図るとともに、利用者の生命を守る等の観点から、次に掲げる施設を優先して整備する。

（1） ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための整備

入所施設等において、ウイルス性感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化や簡易陰圧装置等の整備を促進する。

（2） 耐震化整備、災害対策のための整備

耐震化整備並びに災害対策のための非常用自家発電設備及び給水設備等の整備を促進する。

（3） スプリンクラーの整備やブロック塀の改修など防犯対策及び安全対策を強化するための整備

グループホーム等におけるスプリンクラーの整備や障害者支援施設等におけるブロック塀の改修や非常用通報装置・防犯カメラの設置など必要な防犯対策及び安全対策を行う整備を促進する。

（4） 自立訓練（機能訓練）事業所の整備

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を提供する自立訓練（機能訓練）の機能を有する事業所を新設する整備を促進する。

（5） グループホームの整備

施設入所者等の地域生活への移行を図るため、共同生活援助（グループホーム）の新設及び定員増を伴う整備を促進する。

（6） 喜入・桜島地域における整備

喜入及び桜島地域では、事業所が少ないため、利用者の利便性の向上のために当該地域でサービスを提供する施設を新設する整備を促進する。

（7） 就労移行支援事業所の整備

障害者の一般就労へ移行を推進するため、就労移行支援事業所の新設及び定員増を伴う整備を促進する。

(8) 施設の利便性を高める整備

居室の拡大、居室の個室化、バリアフリー化、廊下幅の拡大等の施設の利便性を高める大規模修繕を促進する。(定員数増のみの目的で整備をする場合は、障害福祉計画により、見込み量に達していない施設のみを対象とする。)

2. 事業概要

(1) 施設整備に係る整備区分(対象施設、設置者、整備区分及び整備内容)

別表1-1及び別表1-2のとおり

(2) 補助金額等の概要

①補助金額

ア 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額(一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」(平成17年10月5日社援発1005009厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。)

イ ア以外の整備

2社以上の見積のうち、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)が最も低いものの価格に3/4を乗じた額

※ 工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額。

※ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ、補助対象。

※ 上記の補助金額は上限額。国との協議結果等によって、不採択又は大幅な減額となる可能性があります。

②補助対象外経費

次の経費は補助対象外となり、設置者の自己負担となります。

ア 舗装、造園植栽の外構工事、緑化工事等の費用

イ 土地の買収又は整地に要する費用

ウ 既存建物の買収に要する費用

エ 職員の宿舎に要する費用

オ 備品関係(机、椅子、パソコン、電話等)

カ 施設に固着していない設備

キ 不動産登記関係手数料

ク 各種申請手数料(電力会社、水道局、消防局等)

※ただし、建築確認及び完了申請に係る費用は補助対象

ケ その他施設整備費として適当と認められない費用等(租税公課、借地料等)

※ 事業概要は、今後、変更が生じる場合があります。

- ※ 現時点では令和4年度以降の国庫補助基準額が示されていないので、令和3年度の国要綱に記載のものを便宜的に参照してください。
- ※ 詳細は、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び関係通知（市ホームページに掲載）を参照してください。

3. 応募資格

以下の条件を全て満たしている法人であることを応募の要件とします。

- (1) 平成22年度以降、現在まで社会福祉施設の運営に関する改善勧告（行政指導）及び改善命令等（行政指導）を受けていないこと。（改善命令等を受けたが、既に改善がなされている場合を除く。）
- (2) 納期の到来している国税、県税及び市税を完納していること。
- (3) 法人の役員（社会福祉法人における理事・監事・評議員、株式会社における取締役・執行役等の経営役員などのことをいう。）が、鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条2号に規定する暴力団員若しくは第6条に規定する暴力団又は暴力団員を利することとなる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4. 事業者の選定

(1) 選定方法

① 資格審査

「3. 応募資格」を満たしているか審査します。

② 提出書類の内容確認

ア 提出整備計画（協議書類）の内容をもって審査します。応募書類（添付資料、図面等を含む。）のうち、記載のない個所については、その状態で審査します。

イ 当該募集要項に定める項目、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第52号。）並びに鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第53号。）等に照らし協議書類の内容の確認を行います。

③ 書類内容審査

- ア (1) ②ア及びイに合格した案件について、提出内容の審査を行います。
- イ 審査は、原則として提出書類で行います。
- ウ 審査は、鹿児島市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備審査会（以下「審査会」という。）において審査します。
- エ 審査会では、「1. 障害者福祉施設等整備方針」の整備方針の他、事業の必要性及び緊急性、法人(事業)運営の安定性、過去のサービス提供実績や補助金の交付実績、立地、環境への配慮などの観点から総合的に審査し、優先順位をつけて選定します。

(2) 評価項目

別表2のとおり

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、選定・不選定にかかわらず、全応募者に通知します。

(4) 結果の公表

事業者選定の結果については、本市ホームページにおいて公表します。

5. 主な流れ (例)

3年7～8月	事前相談・申込書類提出（8月31日締切）
3年9～10月頃	ヒアリング（市→法人）
3年11月頃	市審査会による審査・選定 審査結果の通知（市→法人）
4年3～4月頃	国庫補助協議（市→国）
4年6～8月	国庫補助内示（国→市→法人）
4年6～9月	市議会による補正予算審査・議決
4年7～10月	交付申請書提出（法人→市） 交付決定（市→法人） 契約・着工
5年3月まで	竣工 実績報告書提出（法人→市） 交付確定・補助金支払（市→法人）

6. 事前相談について

必ず8月上旬頃までに事前相談（要予約）を行ってください。

事前相談には、必ず、法人代表者や施設長予定者又は法人の職員で、計画内容を熟知している方がお越してください。（概ね1時間程度かかります。なお、設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前相談は受け付けません。）

来庁される際、7（1）の提出書類のうち●印のついている書類を2部ご準備ください。

7. 申込書類の提出について

（1）提出書類

- ① 面接シート（法人設立又は施設整備） ●
 - ② 施設整備申込書 ●
 - ③ 理事長の略歴（別紙1）
 - ④ 施設長の略歴（別紙2）
 - ⑤ 社会福祉法人等調書（共通別紙6・共通別紙8） ●
 - ⑥ 社会福祉施設整備事業計画書（共通別紙7） ●
 - ⑦ 障害者（児）施設整備計画協議書（様式第4号・4号別紙：網掛けの箇所のみ記載：施設の創設、増築、改築の場合のみ記載・提出） ●
 - ⑧ 大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書（様式第7号・7号別紙：網掛けの箇所のみ記載：大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備の場合のみ記載・提出） ●
 - ⑨ 施設の配置図及び施設の経歴（共通別紙1）
 - ⑩ 修繕履歴書（別紙3：大規模修繕の場合のみ記載・提出） ●
 - ⑪ 利用実績書（別紙4）
 - ⑫ 社会福祉施設等施設整備に係る規制の事前確認書（別紙5-2） ●
 - ⑬ 借入金償還計画等一覧表（共通別紙5（別表）：借入金がある場合のみ記載・提出） ●
 - ⑭ 収支計画・利用見込計画書（別紙6） ●
 - ⑮ 工事実施前の施設の平面図（共通別紙2：創設の場合は不要） ●
 - ⑯ 整備工事実施後の施設の平面図（共通別紙3） ●
- ※評価項目にある地域との交流を行うためのスペースや環境に配慮した整備に該当する場合などは、図面等の資料で示すこと。
- ⑰ 整備予定地の登記簿謄本、売買確約書等 ●
 - ⑱ 整備予定地の付近見取り図
 - ⑲ 役員及び評議員の履歴書
 - ⑳ 直近3か年分の決算書（法人全体及び事業別：平成30～令和2年度） ●
 - ㉑ 施設運営に係る今後3年間（令和5～7年度）の収支決算見込書 ●
既存事業に係る今後3年間（令和5～7年度）の収支決算見込書 ●
 - ㉒ 見積書（工事監理業務委託料がある場合は工事請負費と分けて提出）2社以上
 - ㉓ 施設整備の工程表 ●

⑭ 指導監査結果報告書及び改善報告書（平成28年度～令和2年度）●

※申込書類は、下記の市ホームページからダウンロードしてください。

また、その他参考となる資料があれば提出してください。

(2) 提出部数

1部（ファイルに綴じてお持ちください）

(3) 提出期限

令和3年8月31日（火）

8. 関係資料を掲載している市ホームページ

市ホームページ・トップ>健康・福祉>障害福祉>指定障害福祉サービス事業者
関係>令和4年度障害者福祉施設整備申込書の受付

9. 失格事項

次に該当する応募は、失格となります。

- (1) 募集要項の示した応募資格を有していないものとした応募の場合
- (2) 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- (3) 募集要項等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した応募
- (4) 応募資格があることを確認された者であっても、事業完了までに応募資格を有しないこととなった者による応募
- (5) 選定及び審査に関する不当な請求等を申し入れた場合
- (6) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (7) その他不正行為があった場合

10. 審査会選定後の取消等

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合、選定を取消します。

- (1) 事業者が自ら候補を辞退するとき。
- (2) 事業者が「9. 失格事項」に該当することが判明したとき。
- (3) 申込書で指定した用地の確保が不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。
- (4) 申込書において提案した内容を実行することが不可能となったとき、又は不可能と見込まれたとき。

11. その他留意事項

- (1) 事業計画の提出期限後の修正は、原則、認めません。
- (2) 提出された申込書については、本市施設整備審査会において審査・選定を行ったうえで、国へ提出します。（その後、国が審査を行い、採択の可否等が決

定されます。)

- (3) 近年、国の財政状況を受け、本市から提出していた要望について非常に厳しい結果となっております。こうしたことから、今回ご提出いただく申込みについても、採択されない又は要望額の一部しか交付が受けられない可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- (4) 令和3年7月1日時点で、国から令和4年度における当該補助事業の実施に関する通知は出されておらず、実施の有無を含め内容は明らかになっておりませんが、国の通知後では、対応に遅れを生じる可能性があることから、国からの通知に先立ち、今回通知するものです。
- (5) 提出書類は、すべて、日本語及びメートル法を使用し、A4又はA3サイズとしてください。
- (6) 提出書類は返却しません。
- (7) 本事業の対象事業は、単年度事業で、年度内に終了予定の事業です。事業着手(契約)は、国の内示(例年6～8月頃)を受け、市が交付決定を行った後となるため、7～9ヶ月以内の工期であることが必要です。また、法人設立、事業所指定等の上から必要な工期等については、各所管部署に別途確認してください。
- (8) 市の交付決定前に事業着手(契約)したものは、国庫補助の内示があった場合でも、本事業の対象外となります。
- (9) 本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、処分制限がかかります。また、今回の整備計画において、国や市等から補助を受けていた施設の取壊し等を行う場合、別途、財産処分の手続きが必要な場合があります。
- (10) 本事業の補助を受けて整備した後、利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要となります。また、今回の整備計画が国から補助を受けていた施設の定員減を伴う場合、事前に、定員減に関する国の承諾が必要となります。

【提出先・連絡先】

鹿児島市障害福祉課ゆうあい係 担当 川邊

電話 099-216-1272 FAX 099-216-1274

メール syogai-yuai@city.kagoshima.lg.jp